

鳥獣被害防止特措法に基づく取組状況

平成 2 5 年 6 月

農林水産省

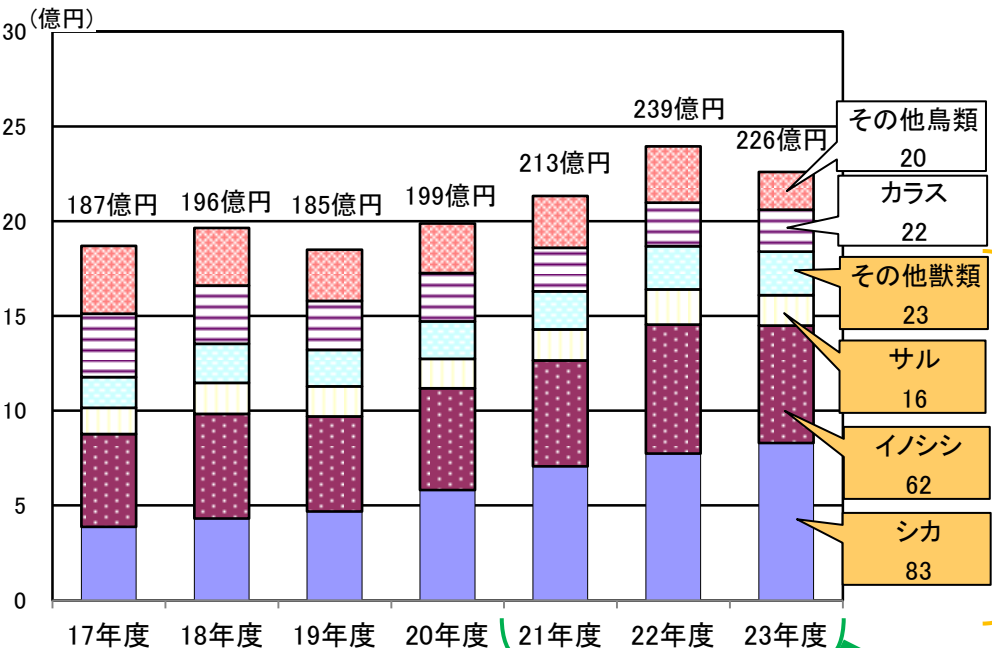
目次

- 1 野生鳥獣による農作物被害の概況
- 2 鳥獣被害防止特措法
- 3 鳥獣被害対策実施隊
- 4 鳥獣被害対策のための予算措置
- 5 鳥獣被害対策の技術的支援

1 野生鳥獣による農作物被害の概況

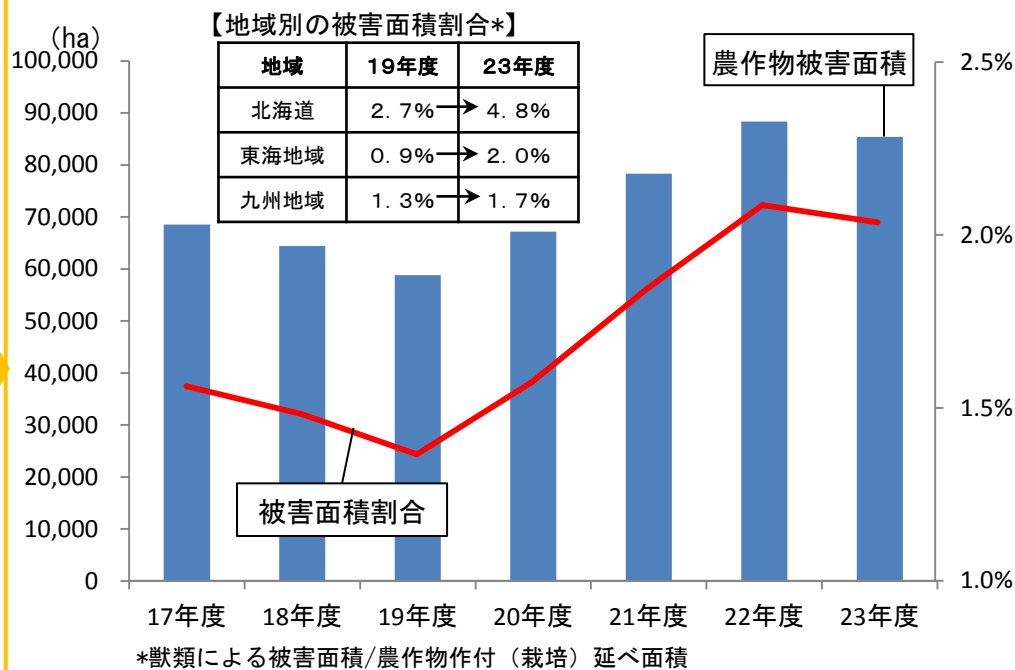
- 野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度以降は200億円を上回っている状況。被害のうち、全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるもの。
- イノシシ、シカ、サルによる被害金額が1億円を超える道府県は32を数えるとともに、被害面積割合（農作物作付（栽培）延べ面積に対する獣類による被害面積の割合）が増加するなど、被害の広域化、深刻化が進んでいる状況。また、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。
- 一方で、23年度は4年ぶりに被害金額が減少し、22年度から23年度にかけては約2/3の府県が減少したところ。

○ 鳥獣種別の農作物被害額



- ・ ほぼ全県でシカ、イノシシ、サルの合計被害額が1千万円以上。（うち1億円以上が32道府県（H23年度））
- ・ 被害額の大きい都道府県は、北海道、福岡県、長野県、広島県など。

○ 農作物被害面積と被害面積割合*（獣類のみ）



○ 各都道府県の農作物被害金額の傾向（獣類のみ）

被害金額	21年度→22年度	22年度→23年度
増加	35	17
減少	12	30

鳥獣被害の深刻化の要因

— 以下の要因が複合的に関係 —

- 生息域の拡大（少雪傾向も関係）
- 狩猟による捕獲圧の低下（狩猟者の減少・高齢化）
- 耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化等に伴う人間活動の低下

2 鳥獣被害防止特措法

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が全会一致で成立。この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。
- また、平成24年3月には、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るための一部改正法が全会一致で成立。
- 鳥獣被害防止に取組む市町村の数は着実に増加してきており、被害防止計画作成市町村数は鳥獣被害が認められる全市町村(約1,500)の9割程度を包含。一方、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村は、674(被害防止計画作成市町村の約半数)。

○ 鳥獣被害防止特措法の概要

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画作成

被害防止計画に定める事項として、農林水産業被害だけでなく「住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処」に関する事項を新たに追加

被害防止計画作成した市町村に対し、必要な支援措置を実施

これまでの措置

財政支援

特別交付税の拡充(交付率0.5→0.8)、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。

権限委譲

市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。

人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設置することができ(民間隊員は非常勤の公務員)、捕獲に従事する実施隊員には狩猟税の軽減等の措置が講じられる。

一部改正により追加された措置

対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を国等が講ずる旨を明記。

市町村が必要に応じ都道府県に意見を述べることができるとともに、国等が市町村に勧告等ができる規定を新設。

一定の要件を満たす

- ① 鳥獣被害対策実施隊員
- ② 平成26年12月3日までに鳥獣被害対策実施隊員となることが見込まれる捕獲従事者について、当分の間、銃刀法の猟銃所持許可の更新時等における技能講習を免除。

○ 被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置状況

	全市町村数	計画作成※市町村数	実施隊設置市町村数
H20. 4. 15	1,742	40	0
H21. 4. 30		724	33
H22. 3. 31		933	58
H23. 4. 30		1,128	87
H24. 4. 30		1,195	418
H25. 4. 30	(H25. 1. 1現在)	1,331	674

※ 都道府県と協議中のものを含む

○ 特別交付税の対象経費

駆除等経費(交付率8割)	柵(防護柵、電気柵等)、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費(" 5割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費(" 5割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

(注) 下線部は、被害防止計画作成していない場合の交付率は5割

地域協議会の取組事例

- 継続的に被害対策に取り組むためには、市町村のほか、農林漁業団体、猟友会、研究機関等の関係者が結集し、「地域ぐるみ」（地域住民主導）で取り組むことが肝要。
- 鳥獣被害防止特措法においては、生産現場に一番近い行政機関である市町村が中心となって、こうした地域ぐるみの取組を推進するための協議会設置を基本として対策を推進。

【三重県津市 片田地区獣害対策協議会】

地域住民全員が主役となって被害防止活動を実施

協議会の体制整備

- サル被害を軽減するため、11の自治会、猟友会、JA、駐在所、消防団、小学校等で構成する広域的な「片田地区獣害対策協議会」を設立。
- 各地域で座談会を開催し、「自分の地域は自分で守る」をモットーに呼びかけ、合意形成を図りつつ、地域の協力体制を整備。



各地域で座談会を開催し、合意形成を図り、協力体制を整備

地域ぐるみの被害防止活動の実施

- 「獣害対策5ヶ条」を策定して住民に対策を周知するとともに、住民全員が獣害対策の主役となって情報提供や追い払い等を実施。
- 捕獲したサルに発信器を付けて群れの動きを監視し、地区に侵入しようとする群れに対する追い払いや、サルの寝場所の攻撃（夜間の追い払い）を実施。その結果、被害が大幅に減少。
- イノシシ等に対しても、地域ぐるみで電気柵の設置、捕獲活動、緩衝帯の整備等を実施し、被害を軽減。

【獣害対策5ヶ条】

1. 集落内の収穫残や不要果樹などの「エサ場」をなくす
2. 耕作放棄地や藪など獣の隠れ場所をなくす
3. 囲える畑は、ネットや柵で出来る限り囲う
4. 人里は怖いと覚えさせるため、獣を見たら集落の誰もが追い払う
5. 加害している「犯人」の獣を適切に捕獲する



夜間のサル追い払い

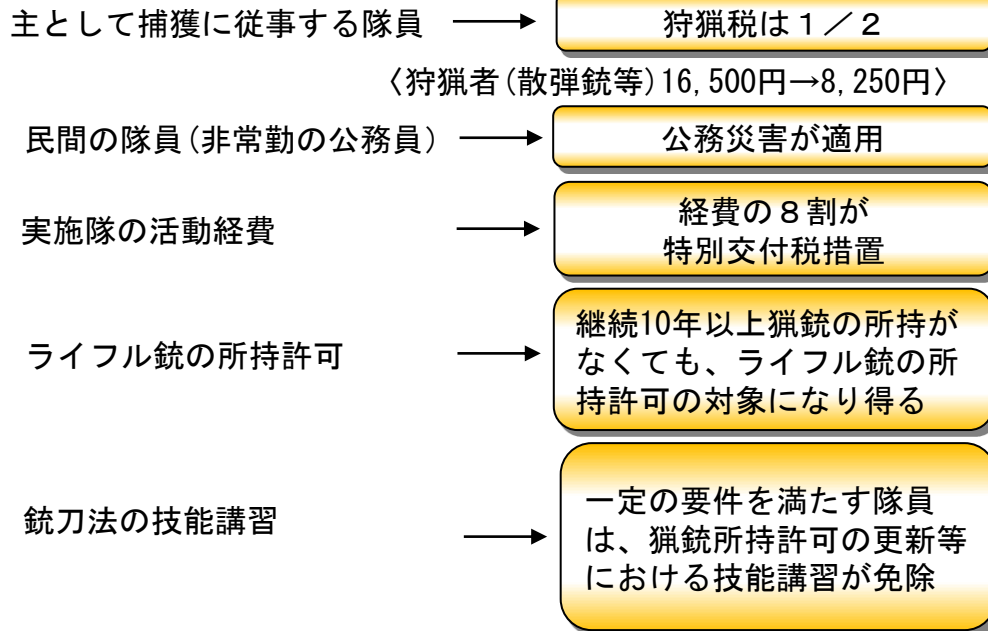
3 鳥獣被害対策実施隊

- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能。
- 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名すること の手続きが必要。

○鳥獣被害対策実施隊の概要

※ 非常勤の実施隊員の報酬や補償措置は、各市町村が条例で定める。

メリット措置



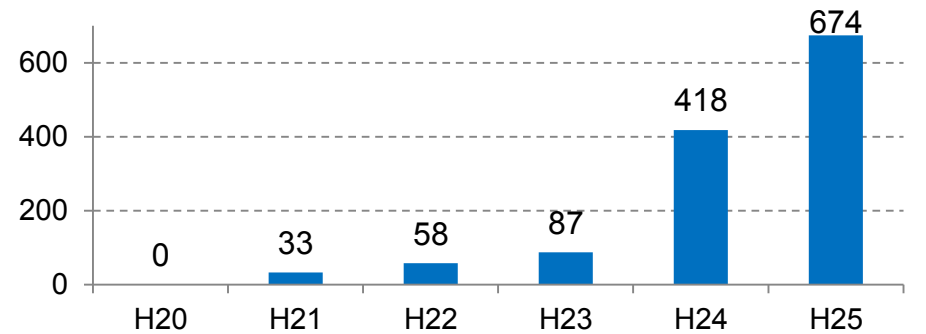
○実施隊の設置に必要な手続き

隊員の報酬や補償措置を条例で定める

市町村長が隊員を任命又は指名する

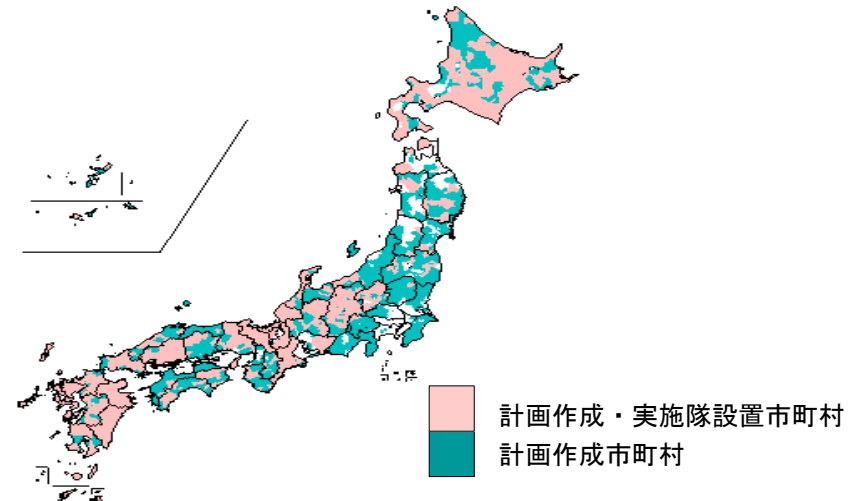
○実施隊を設置する市町村数の推移

さらなる推進!!



(都道府県からの報告による)

○被害防止計画・実施隊設置市町村



鳥獣被害対策実施隊の設置事例

①

奈良県五條市 ごじょうし

- ・設置年月：平成21年7月
- ・対象鳥獣：イノシシ・シカ 等
- ・隊員数：24名

うち民間隊員22名
銃猟免許24名、わな猟免許7名

【取組内容】

- 猟友会員のうち年間を通じて従事が可能な者を猟友会から推薦を受け、24名を選抜して隊員に任命し、通年でチーム活動。
- あらかじめ決めた日（土・日曜）に出動可能な隊員により一斉捕獲を実施（23年度：24回、延べ270人が参加）。
- 隊員が本来受けることのできる狩猟税の軽減措置をあえて受けないこととし、猟友会内の不公平感を抑えることに配慮。
- 実施隊の活動により、捕獲数が増加
イノシシ：109頭（H20）→237頭（H23）
シカ：83頭（H20）→350頭（H23）



イノシシの捕獲

北海道美幌町 びほろちょう

- ・設置年月：平成21年9月
- ・対象鳥獣：シカ・クマ
- ・隊員数：31名

うち民間隊員21名、
銃猟免許19名、わな猟免許2名

【取組内容】

- 猟友会員のうち積極的に従事できる者として猟友会から推薦を受けた18名、狩猟免許取得者1名を含む町職員10名、JA職員3名により実施隊を編成し、連携して被害防止対策を実施。
- エゾシカの一斉捕獲や箱わなによるヒグマの捕獲に加え、町・JA職員と地域農業者による侵入防止柵の自力施工、センサーカメラを用いたシカの動態調査等も実施。
- 実施隊設置後、捕獲数が増加
シカ：175頭（H19）→305頭（H23）



捕獲わなによる
ヒグマの捕獲

滋賀県高島市 たかしまし

- ・設置年月：平成21年4月
- ・対象鳥獣：イノシシ・シカ 等
- ・隊員数：69名

うち民間隊員68名、
銃猟免許67名、わな猟免許42名

【取組内容】

- 市と猟友会が協議を行い、3年以上の狩猟者登録経験を有する等の要件を満たす者全員を実施隊員として任命し、大所帯の組織体制を整備。
- 従来は猟友会に依頼する形で駆除を行っていたが、市からの指揮命令が明確となったことにより、迅速で機動的な活動が展開。捕獲が進んだ地域では被害軽減効果が発現。
- 実施隊設置後、捕獲数は大幅に増加
イノシシ：約1,700頭（H20）→約4,000頭（H23）
シカ：約40頭（H20）→約150頭（H23）



イノシシの一斉捕獲
に出動する隊員

鳥獣被害対策実施隊の設置事例②

青森県佐井村

- ・設置年月：平成20年6月
- ・対象鳥獣：サル
- ・隊員数：6名
(すべて民間隊員)

【取組内容】

- 青森県佐井村、むつ市、大間町、風間浦村が連携して鳥獣被害対策実施隊を編成し、サル対策を実施。佐井村においては農業者団体職員等を実施隊員に任命。
- 発信機（テレメトリー）による巡視活動やエアガン、モンキードッグなどによる追い払い活動、電気柵の設置・維持管理、地域住民に対する被害防止策の指導等を実施。



エアガンを装備した実施隊員

福岡県添田町

- ・設置年月：平成20年8月
- ・対象鳥獣：イノシシ・シカ 等
- ・隊員数：17名

〔うち民間隊員5名、
わな猟免許17名〕

【取組内容】

- 住宅に近い被害農地に対応するため、銃ではなく、わな猟で捕獲する者を隊員に任命。
- 各地域から選抜された町職員12名と、わな猟免許を有する農業者3名、わな猟に精通する猟友会員2名で構成。
- わなによる捕獲に加え、住民からの被害相談や対策の指導、鳥獣の出没状況や被害状況の調査等を実施。



農家に緩衝帯整備、刈り払いを指導

山形県米沢市

- ・設置年月：平成24年7月
 - ・対象鳥獣：サル
 - ・隊員数：8名
- 〔すべて民間隊員
銃猟免許7名、わな猟免許7名〕

【取組内容】

- サルによる農作物被害対策のため、農林業者7名、モンキードッグのハンドラー（民間人）1名を実施隊員に任命。
- 定期的な巡回活動のほか、発信機（テレメトリー）による接近警報や住民からの目撃情報に適時対応し、モンキードッグによる追い上げ、追い払い活動等を実施。



モンキードッグによる追い払い活動

4 鳥獣被害対策のための予算措置

- 鳥獣被害防止特措法の主旨を受けて、地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成20年度に鳥獣害防止のための事業を創設し、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等を支援。
- 捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合対策として行うことにより高い被害防止効果が得られることから、全国各地で本事業が活用されており、地域からの要望は引き続き多い状況。また、平成24年度からは、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊を重点的に支援。

市町村を中心とした地域ぐるみの取組を総合的に支援

【個体数調整】

鳥獣の捕獲

【生息環境管理】

鳥獣のエサ場や隠れ場所の除去等

【被害防除】

侵入防止柵の設置
追い払い活動等

【担い手の確保】

実施隊の設置促進

【鳥獣の利活用】

捕獲鳥獣の食肉等としての利活用

鳥獣被害防止の取組に対する支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）

事業内容

【ソフト対策】

○ 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

〔 発信機を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援 等 〕

○ 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動

○ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等

【ハード対策】

○ 侵入防止柵の設置費用

○ 捕獲鳥獣を食肉利用するための処理加工施設、焼却施設等

補助率

【ソフト対策】 1 / 2 以内

※新規地区や鳥獣被害対策実施隊等による取組は、定額（市町村当たり原則200万円以内）

【ハード対策】 1 / 2 以内（条件不利地域 55/100、沖縄2/3以内）

※侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能

○ 予算額の推移（当初予算ベース）

（億円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
予算額	28	28	23	113	95	95

「総合的対策」の取組事例

○ 「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、地域で実施される「個体数調整」「被害防除」「生息環境管理」等を、地域の実情に応じて適切に組み合わせた総合的な取組を支援。

【群馬県 下仁田町】

地域一体となったサル・イノシシ対策の総合的取組

【取組内容】

- 牛の放牧による緩衝帯設置、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲技術の向上等、関係者が連携した地域一体的な活動を実施。
- サル、イノシシ、ハクビシンなど、各地域で出没する獣種に合わせて侵入防止柵を設置。
- 隣接市町村や大学と連携したサルのテレメトリー調査(電波発信器を用いた生息状況調査)に基づく被害対策を展開。
- 取組により農作物被害金額は減少(H16:6,458千円→H23:3,943千円)



牛放牧による緩衝帯設置



侵入防止柵の設置



箱わなの設置

【佐賀県武雄市 武雄地区】

イノシシの捕獲・棲み分け・防除による総合的取組

【取組内容】

- 武雄市「いのしし課」を中心に、農協、農業共済組合、森林組合等でチームを結成し、一体となって対策を推進。
- 実施隊による捕獲活動、集落が一体となった農作物残渣の除去や緩衝帯整備、侵入防止柵等の点検・巡回指導など、「捕獲・棲み分け・防除」の取組を総合的に実施。
- イノシシの特産品化を目指し、食肉利用、加工品開発を実施。
- 取組により農作物被害金額は減少(H17:7,700千円→H23:4,443千円)



侵入防止柵の設置研修会



箱わなによる捕獲



食肉加工処理施設

【沖縄県 本島南部地区】

シロガシラの生態に基づく被害対策の確立

【取組内容】

- シロガシラ(ヒヨドリ科)の被害に悩む地域が広域連携し、生態調査を踏まえた捕獲や雑木林の刈払い等を総合的に実施。
- 生態や被害実態調査を行う巡回指導員を配置。生産者に営農指導を行うとともに、啓発資料を配付し対策を周知。
- シロガシラの生態に基づく捕獲器の工夫などにより、捕獲器4基を置いたほ場で、1カ月に200羽を超える捕獲に成功。
- 取組による農作物被害金額は減少(H20:37,129千円→H22:27,952千円)

＜おとり鳥を用いた捕獲器＞

- ・捕獲器の中におとり鳥を1羽を入れる。
- ・おとり鳥がいることにより、他の個体が捕獲しやすくなる



シロガシラ

侵入口(猫やマンゲースが入らない大きさ)

多数捕獲できるよう、檻の中にとまり木を設置

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策

【平成24年度補正予算:12,938百万円】

- 近年の鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、従来からの「鳥獣被害防止総合対策交付金」に加えて、平成24年度補正予算において「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」を措置
- 各都道府県に協議会を設立して基金を造成し、事業実施主体（地域協議会、市町村等）に対して基金から補助金を交付して、
 - ① 集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する「緊急捕獲活動」(有害捕獲に限る)
 - ② 既存の侵入防止柵の延長や強化など、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する「侵入防止柵の機能向上」などの集中的かつ効果的な被害対策の取組について支援

【制度の仕組み】



(「緊急捕獲等計画」を作成した市町村が対象)

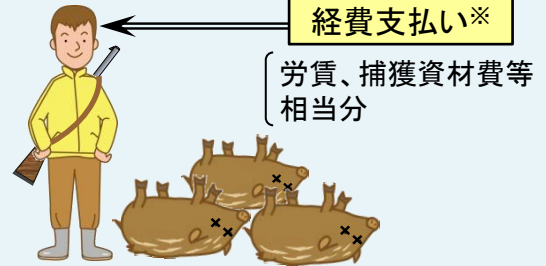
【緊急捕獲等計画】

- ① 市町村が、被害防止計画等を踏まえて作成し、地域協議会との協議を経て都道府県に報告
- ② 捕獲対象鳥獣の種類、対策期間及び対策地域を定めること
- ③ 「捕獲計画・目標」「捕獲体制・活動方法」「侵入防止柵の機能向上整備計画」等を定めること
捕獲計画・目標を達成するのに十分な捕獲体制・活動方法となっているか必ず精査
- ④ 毎年度、捕獲実績等の状況を踏まえ、適切に計画見直し

【支援内容】

① 緊急捕獲活動への支援

(捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費支払いや処理費用を支援)



※獣種別に上限単価を設定

獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカ (幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類	200

事業実施主体:被害防止計画に定める地域協議会、市町村

補助率:定額

② 侵入防止柵の機能向上への支援

- ① 既存の侵入防止柵の延長・かさ上げ、
- ② 単一獣種対応から多獣種対応へ強化等の機動的な整備を支援

事業実施主体:被害防止計画に定める地域協議会、地域協議会の構成員

補助率:1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

(自力施行の場合は資材費相当分を定額補助)

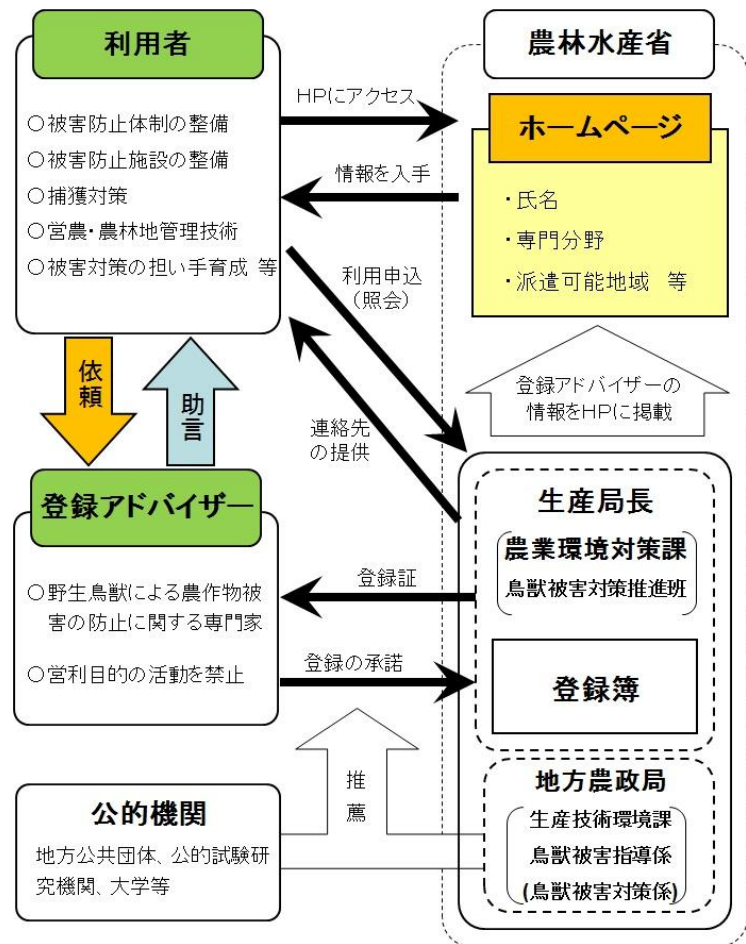


5 鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止計画の作成及びその実施に際して助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を紹介。
- また、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成、技術指導者等を育成する研修等を開催するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

登録者数：146名（平成25年4月現在）



○ 野生鳥獣被害防止マニュアル



名 称	作成年月
生態と被害防止対策(基礎編)	平成18年3月
イノシシ、シカ、サルー実践編ー	平成19年3月
鳥類編	平成20年3月
ハクビシン	平成20年3月
イノシシ、シカ、サル、カラスー捕獲編ー	平成21年3月
特定外来生物編	平成22年3月
捕獲獣肉利活用編ーシカ、イノシシー	平成23年3月
ニホンザル・ニホンジカの総合的な被害対策のすすめ方	平成24年3月
イノシシ被害対策の進め方	平成25年3月

○ 農林水産省が実施する研修等（平成24年度）

研修名	時期	研修の趣旨・目的
鳥獣被害防止対策支援研修	6月	鳥獣被害防止技術と地域における体制整備手法の習得(普及指導員が対象)
農作物鳥獣被害防止対策研修	11月	鳥獣被害防止に関する知識や技術の修得
地域リーダー育成研修	10月 12月	鳥獣被害の防止対策を担う人材(地域リーダー)の育成(年2回)
利活用技術指導者育成研修	8月,10月 12月,2月	捕獲鳥獣の利活用を推進する人材の育成(年4回)
対策手法 全国検討会	2月	イノシシの被害対策の調査実証事例に関するセミナー及び展示会を開催

○ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」
(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)